

# 法政大学法科大学院

## 2026年度入学者向け サポートプログラム 第5回

### 刑事訴訟法（法学既修者向け）

2026年1月10日(土)

担当 中島 宏 (なかじま・ひろし)

h-nakaji@hosei.ac.jp

#### I. 刑事訴訟法の学び方

##### ○通常の手続の流れを正しく理解する

→いわゆる「論点」となるのは、裁判所や捜査機関における日々の運用から見れば「異常事態」が発生した場面である。こうした場面を法的に正しく処理できるようになることが重要であるが、その前提として、当たり前の事件を当たり前に処理するための知識を身につけなければならない。

##### ○条文を常に意識する。どのような事案も条文を起点に検討を開始する。

→我々が扱っている「刑事訴訟法」は、成文法として条文に書かれている。学説や判例法理は、その条文の文言をどう解釈すべきかをめぐって論じられ、発展したもの。スタートラインを忘れないこと。

##### ○制度趣旨の使い方する

→条文の文言のみから常に「正しい法解釈」が定まるわけではない。法解釈の手がかりとして最もよく用いられるのは、その条文や制度が作られた趣旨である。制度趣旨の理解は、条文解釈の手がかりとして極めて重要。ただし、制度趣旨は、解釈の手がかりを得るために条文から遡って参照するものであり、その必要がないときまでやみくもに言及するものではない。

##### ○判例の重要性

→条文を起点としつつも、現実の問題に対応するため、条文の文言からは直接に導けない様々な法規範が、判例によって宣言され、その後の実務を主導している（職務質問に伴う所持品検査、任意捜査の限界、強制採尿、公訴権濫用論、迅速な裁判、訴訟能力、証拠開示、類似事実による立証、違法収集証拠排除法則など）。それは、被疑者・被告人の憲法上の権利を保障するためであったり、社会情勢の変化に対応した捜査を可能とするためであったりする。刑訴法においては、他の法分野に比しても特に、判例の役割が重要である。

##### ○隣接分野として憲法と刑法の理解が重要

→刑事手続のあり方を規定する原理・原則は憲法に定められている。刑訴法の議論自体が憲法の応用場面と言ってもよい。また、刑事事件を処理するための手続である以上、その具体的な規律には、刑法（実体法）の規定やその解釈が深く関わる。共犯、罪数などは特に必須。

### **3. 入学までの準備**

---

- 「実は訴訟法まであまり手がまわっていなかった」という人は、通常の刑事手続の流れに沿って、条文を参照しながら基本的な事項を確認しておくこと。たとえば、吉開ほか『基本刑事訴訟法 I 手続理解篇』などを用いるのがよい。
- 「何を隠そう、刑事訴訟法は得意科目である」という人は、これまでの学修の延長として、入学前に刑訴法の基本論点を一通りさらっとおくとよい（入学後、春学期の「刑事訴訟法演習 I」では捜査法を扱うので、まずはその部分だけでも 1 周まわしておく。どこがわからないのかを明らかにしておくだけでもよい）。具体的な学修方法は様々であってよいが、少なくとも参考用に定評ある基本書を手元に置くことを強く推奨する。
- もしも万が一、司法試験の過去問を見たことがない人とがいれば、数年分を必ず見ておくこと。答案構成や答案作成を行ってみればなおよいが、眺めるだけでもよい。
- 時間があれば、裁判を傍聴するとよい。裁判所の受付にある開廷一覧表で、第 1 回公判期日の事件を選ぶことをおすすめする。裁判員裁判であればなおよい。

不明な点、不安な点があれば、いつでも遠慮なくメールで連絡をください。

中島宏 h-nakaji@hosei.ac.jp

#### **□基本書**

- ・吉開多一・緑大輔・設楽あづさ・國井恒志『基本刑事訴訟法 I 手続理解篇』(2020 年、日本評論社)
- ・吉開多一・緑大輔・設楽あづさ・國井恒志『基本刑事訴訟法 II 論点理解篇[第 2 版]』(2025 年、日本評論社)
- ・宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法[第 3 版] (LEGAL QUEST シリーズ)』(2024 年、有斐閣)
- ・酒巻匡『刑事訴訟法 [第 3 版]』(2024 年、有斐閣)

#### **□判例教材**

- ・大澤裕・川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選 [第 11 版]』(2024 年、有斐閣)

#### **□演習書・解説書**

- ・川出敏裕判例講座『刑事訴訟法 [捜査・証拠篇] [第 2 版] (2021 年、有斐閣)』
- ・川出敏裕判例講座『刑事訴訟法 [公訴提起・公判・裁判・上訴篇] [第 2 版] (2023 年、有斐閣)』
- ・古江頼隆『事例演習刑事訴訟法 [第 3 版]』(2023 年、有斐閣)
- ・斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』(2019 年、日本評論社)
- ・粟田知穂『エクササイズ刑事訴訟法 [第 2 版]』(2021 年、有斐閣)

#### **□入門書**

- ・池田公博・笹倉宏紀『刑事訴訟法』(有斐閣ストゥディア) (2022 年、有斐閣)

## 2. 事例検討

(法科大学院での講義について具体的なイメージを共有する)

### ■ 【事例】

1 令和7年1月5日、I市内のV方に男性3名が侵入して現金500万円を窃取するという住居侵入・窃盗事件（以下「本件住居侵入・窃盗事件」という。）が発生した。I警察署司法警察員P、Q及びRは、V方及びその周辺に設置された防犯カメラの映像や、V方に遺留された指紋などから、被疑者として、甲、乙及び丙の3名を特定し、本件住居侵入・窃盗事件について、甲ら3名に対する各逮捕状の発付を受けた。一方で、Pらは、甲ら3名の所在を特定できず、甲ら3名の現住居に対する捜索差押許可状を取得できずにいた。

なお、上記防犯カメラの映像には、甲及び乙が、本件住居侵入・窃盗事件の直前に、それぞれの携帯電話で、何者かと通話している様子が記録されていた。

2 甲は、知人の家を転々として寝泊まりしていたが、同月15日から、友人のXが住むI市内のアパート1階101号室（以下「X方」という。）に居候するようになった。X方内は、8畳のリビングに6畳洋室及び6畳和室が隣接しており、各部屋とリビングの間には扉が設置されていた。

Pは、甲がX方に潜伏しているらしいとの情報を得て、Q及びRと共に、同月20日午後2時頃からX方前の路上で張り込みをしていたところ、同日午後6時頃、甲とXが、X方から路上に出てきた。その際、Pは、甲が携帯電話を手に持っていることを確認した。

Pらは、甲を逮捕するため、同路上で甲に声を掛けたところ、甲は、いきなり走り出してX方に戻った。Pは、同路上にいたXに対して、「甲に逮捕状が出ている。甲を逮捕するために、あなたの自宅に入らせてほしい。」と伝えたところ、Xは、これを了承した。そして、Xは、PからX方の状況を尋ねられると、「甲は、5日前にスーツケースを持ってやって来て、その日から居候を始め、無償で和室に寝泊まりしている。甲には、食事や雑談をするときにはリビングを使用することを許可しているが、基本的に、甲は和室のみを使用している。」「今日の午前中から甲の交際相手であるYが甲に会うために来ているが、私の家にYが来たのは今日が初めてである。」などと説明した。

こうした説明を踏まえて、PらがX方に入ると、甲がYと共にリビングにいたため、Pは、同日午後6時5分頃、リビングにおいて、甲に逮捕状を呈示した上、甲に手錠を掛けることなく、甲を通常逮捕した。そして、Pは、リビングにおいて、甲の身体着衣について、逮捕に伴う捜索を実施したが、甲の携帯電話を発見できなかったため、甲に携帯電話の在りかを尋ねたところ、甲は何も答えなかった。

そこで、Pは、閉まっていたリビングと和室の間の扉を開け、甲及びYをリビングに残し、両名の動静を監視するようQに告げた上で、Rと共に和室に移動した。すると、家具や寝具のほか、甲のものと認められるスーツケースが存在したことから、Pは、和室内には、甲の携帯電話のほか本件住居侵入・窃盗事件に関係する証拠物が存在する可能性が高いと考え、同扉を開けたまま、①同日午後6時10分頃、和室内の捜索を実施

し、机の上に置いてあった紙片（Vを含めた合計30名の氏名、住所及び所有している財産が記載された一覧表）を差し押された。しかし、Pは、和室内において、甲の携帯電話を発見することができなかった。

Pは、Rと共にリビングに戻り、同日午後6時15分頃、リビング内の搜索を開始した。その搜索の実施中、Pは、甲のすぐ近くにいたYに対し、甲の携帯電話の在りかを知っているか尋ねた。すると、Yは、甲のことを一べつしてからうつむき、何も答えないまま、自身の上着のポケット内に手を入れ、中を探るような動きをした。Pは、Yの態度を見て、Yが同ポケット内に甲の携帯電話を隠していて、同携帯電話を操作してデータを消去する可能性があると考え、②同日午後6時20分頃、Yの上着のポケット内に手を入れ、中にあった携帯電話を取り出した。この携帯電話の所有者について尋ねられたYが「それは甲の携帯電話です。」と説明したことから、Pは、同携帯電話をその場で差し押された。その後、Pらは、搜索を終えて、甲に手錠を掛け、I警察署まで甲を引致した。

## ■ 設問

下線部①、下線部②の行為の適法性について論じなさい。

（令和7年度司法試験刑事系第2問から抜粋して編集）

## ■ 検討

### □ 規範の定立

- 刑訴法のどの条文を適用して判断するのか（各行為は刑訴法が規定するどのような行為として行われたのか）
- 本件の事実関係において、条文のどの文言の解釈が問題となるのか。
  - ①逮捕の「現場」の範囲
  - ②逮捕の「現場」に居合わせた第三者の「身体」が搜索対象に含まれるか
- 刑訴法220条1項の制度趣旨は何か
  - a)緊急処分説
  - b)相当説（合理説）
- 制度趣旨についてそれぞれの理解に基づくと、「現場」はどのような基準で画されることになるか。
  - ・被逮捕者の直接支配が及ぶ範囲
  - ・逮捕地点と同一の管理権に属する範囲
- 制度趣旨についてそれぞれの理解に基づくと、現場にいる第三者の「身体」を搜索の対象に含めることができるか
  - a)積極説
  - b)消極説
- 被疑者以外の第三者に対する搜索・・102条2項 証拠物惣菜の蓋然性
- 搜索の必要性（218条1項）（検査比例の原則）

### □ 事実への適用

- 自ら設定した規範（あるいはその具体的な適用基準）に関連する事実を抽出
- 抽出した事実に「法的評価」を加える